

平成19年6月5日

各 位

株式会社日本トリム
代表取締役社長 森澤紳勝
(コード番号6788東証第一部)
問い合わせ先
執行役員経営企画部長 小川洋一
TEL: 06-6456-4600

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、会社法第361条の規定に基づき、報酬等として当社取締役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を付与することの承認を求める議案を、下記のとおり平成19年6月27日開催予定の当社第25期定時株主総会に提案することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) スtockオプションとしての新株予約権による報酬額

取締役に対するストックオプションとしての報酬額は、年額150,000千円を上限とし、新株予約権の割当日（以下「割当日」という）において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式30,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の数

600個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。（新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は50株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の払込価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後行使価} & = & \text{調整前行使価} & \times & \frac{1}{\text{分割・併合の比}} \\ \text{額} & & \text{額} & & \text{率} \end{array}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に順じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日の翌日から5年以内とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(9) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上